

広島市告示（安佐北区）第45号  
令和7年6月12日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定に基づき、平成13年9月17日付けで、不動産又は不動産に関する権利等を保有する団体として認可した本郷下自治会（代表者 妙見 浩次）について、次のとおり告示事項を変更しました。

広島市長 松 井 一 實

- 1 変更があった事項  
代表者の氏名及び住所

- 2 変更の内容

	旧	新
代表者の 氏名及び 住所	妙見 浩次  広島市安佐北区安佐町大字久地 4959番地	松田 輝雄  広島市安佐北区安佐町大字久地 4875番地